

## 改正法施行日前後における確認申請の提出等について

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行を令和 7 年 4 月に控え、当センターにおきましては、確認申請の混雑や法改正に伴う手続きの変更等に円滑に対応させていただくため、改正法施行日までに確認済証の交付を希望される場合の確認事前申請の提出期限の目安についてご案内させていただきますことといたしました。

つきましては、申請される建築物の特性等に応じ、下記の日付を目安として確認事前申請を提出いただきますようお願いいたします。

また、改正法施行日前後における確認申請の提出等についての留意事項についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### ● 改正法施行日までに確認済証の交付を希望される場合の確認事前申請の提出期限の目安

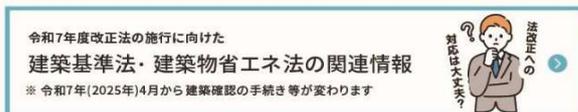
- |                               |                        |
|-------------------------------|------------------------|
| ○ 審査省略の特例有り<令第 10 条第 3 号>     | → 令和 7 年 3 月 17 日(月)まで |
| ○ 審査省略の特例有り<令第 10 条第 4 号>     | → 令和 7 年 3 月 10 日(月)まで |
| ○ 審査省略の特例無し<構造計算書無し(仕様規定)>    | → 令和 7 年 3 月 3 日(月)まで  |
| ○ 審査省略の特例無し<構造計算書付き(～500㎡)>   | → 令和 7 年 2 月 25 日(火)まで |
| ○ 審査省略の特例無し<構造計算書付き(～2,000㎡)> | → 令和 7 年 2 月 10 日(月)まで |

#### 【改正法施行日前後における確認申請の提出等についての留意事項】

※ 上記提出期限の目安については、審査に加えて補正等に要する平均的な日数を見込んだものとしておりますが、補正等に平均を上回る日数を要した場合など、改正法施行日までに確認済証の交付ができない場合があります。なお、**提出期限以降**に確認事前申請を提出する場合は、原則として**改正法に対応した内容での確認申請図書等の提出**をお願いします。

※ 旧 4 号建築物から新 2 号建築物になる木造建築物で、**施行日前に確認済証の交付**を受けたが**着工が施行日以降**となった場合には**改正法が適用**されることとなります。そのため、着工後の計画変更や検査申請の際に、構造関係規定や省エネ基準の適合性に係る図書の提出、**追加の審査及び手数料**が必要となります。（追加での図書の提出に係る負担の軽減や検査等の円滑な実施のため、**施行日前の着工**とすることや**施行日以降の確認申請の引受け（本受付）及び確認済証の交付**とすることが推奨されます。なお、計画変更や検査申請の際に追加審査が必要となる場合は、審査に一定の期間を要するため、**余裕を持った早めの申請**をお願いします。）

※ **施行日以降の引受け・交付とすることを希望する場合**の確認事前申請の受付開始は、**令和 7 年 2 月 17 日～**とさせていただきます。（電子申請の取り扱い対象については、改正法施行後も引き続き旧 4 号建築物、昇降機及び工作物に限ります）なお、当センターに『**建築士サポートセンター**』が開設され、確認申請図書一式に係る添付図書の有無や記載事項の有無の確認、壁量計算等について建築士の皆様のサポートを行っておりますのでご活用ください。



<https://www.mkj.or.jp/legal-reform-r7>



《お問い合わせ》

建築確認検査課	TEL 022-262-0401
事業管理課	TEL 022-262-1541
県北事務所	TEL 0229-29-9177